

## ○名古屋大学寄附講座・寄附研究部門規程

(平成16年4月1日規程第92号)

改正	平成17年3月22日規程第353号	平成18年3月29日規程第148号
	平成18年4月18日規程第4号	平成19年3月28日規程第106号
	平成21年3月30日規程第92号	平成24年12月18日規程第55号
	平成25年3月29日通則第3号	平成26年3月26日規程第125号
	平成26年7月30日規程第17号	平成27年9月30日規程第68号
	平成29年3月30日規程第136号	

### (趣旨)

第1条 名古屋大学の講座、学科目及び研究部門に関する規程（平成16年度規程第2号）第5条第2項に基づく名古屋大学（以下「本学」という。）における寄附講座及び寄附研究部門（以下「寄附講座等」という。）の実施に関し必要な事項は、この規程の定めるところによる。

### (寄附講座等の目的)

第2条 寄附講座等は、本学が、奨学を目的とする寄附により寄附講座等を設置し、運営することにより、本学の主体性の下に教育研究の進展及び充実を図ることを目的とする。

### (定義)

第3条 この規程において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 寄附講座 講座において行われる教育研究に相当するものを実施するもので、民間等からの寄附金により教育研究の実施に伴う諸経費を賄うものをいう。
- 二 寄附研究部門 研究部門において行われる研究に相当するものを実施するもので、民間等からの寄附金により研究の実施に伴う諸経費を賄うものいう。
- 三 部局 事務局、運営支援組織、学部、研究科、教養教育院、アジアサテライトキャンパス学院、高等研究院、トランスフォーマティブ生命分子研究所、附属研究所、附属図書館、医学部附属病院、学内共同教育研究施設等、情報基盤センター、総合保健体育科学センター、未来社会創造機構、アジア共創教育研究機構、素粒子宇宙起源研究機構及び監査室をいう。
- 四 部局長 前号の部局の長をいう。ただし、素粒子宇宙起源研究機構にあっては基礎理論研究センター長をいう。

### (名称)

第4条 寄附講座等には、当該寄附講座等における教育研究の内容を示す名称を付するものとする。

- 2 寄附講座等の名称について、寄附者から申出のあった場合は、寄附者が明らかとなる字句を前項の名称に付することができる。

### (設置の申請)

第5条 部局長は、寄附講座等の設置に係る寄附の申込みがあり、この申込みが本学の教育研究の進展及び充実に有益であると認めた場合は、教授会又はそれに代わる機関の議を経て、その設置を総長に申請するものとする。

- 2 前項の申請には、次の各号に掲げる書類を提出するものとする。

- 一 寄附申込書(別紙様式第1号)
- 二 寄附講座の概要(別紙様式第2号)又は寄附研究部門の概要(別紙様式第3号)

### 三 担当教員の履歴書(別紙様式第4号)

#### (設置の決定)

第6条 総長は、前条の申請があった場合は、当該寄附講座等の設置を決定することができる。

#### (設置の通知及び報告)

第7条 総長は、寄附講座等の設置を決定した場合は、その旨を速やかに当該部局長に通知し、教育研究評議会に報告するものとする。

#### (存続期間)

第8条 寄附講座等の存続期間は、原則として2年以上5年以下とする。

2 寄附講座等の存続期間は、更新することができる。

3 寄附講座等の内容に大きな変更を加える場合及びその存続期間を更新する場合の手続は、設置の例に準じて行うものとする。

#### (寄附講座等の構成等)

第9条 寄附講座等は、少なくとも教授又は准教授若しくは講師1人及び准教授若しくは講師又は助教若しくは助手1人の大学教員又はこれらに相当する教育系契約職員で構成するものとする。

2 寄附講座等を担当する職員の身分は、任期付き正職員又は契約職員とする。

3 任期付き正職員として寄附講座を担当する教員の名称は、寄附講座教授、寄附講座准教授、寄附講座講師又は寄附講座助教とし、寄附研究部門を担当する教員の名称は、寄附研究部門教授、寄附研究部門准教授、寄附研究部門講師又は寄附研究部門助教とする。

4 寄附講座を担当する教育系契約職員の職名は、寄附講座教員とし、寄附研究部門を担当する教育系契約職員の職名は、寄附研究部門教員とする。

5 寄附講座等を担当する大学教員又は教育系契約職員の選考は、本学専任教員の選考基準及び選考方法に準じて行うものとする。

#### (寄附講座等を担当する教員の職務)

第10条 寄附講座等を担当する大学教員又は教育系契約職員は、当該寄附講座等における教育研究に従事するほか、当該寄附講座等における教育研究の遂行に支障のない範囲内で、その他の授業又は研究指導を担当することができる。

#### (呼称)

第11条 教授又は准教授相当者である寄附講座教員又は寄附研究部門教員は、客員教授又は客員准教授と称することができる。

#### (経費の受入れ)

第12条 寄附講座等における教育研究の実施に伴う経費は、その寄附講座等が存続する期間に必要な経費の総額を一括して寄附受け入れすることを原則とする。ただし、継続して寄附受け入れすることが確実であるときは、年度ごとに必要な経費を分割して受け入れることができる。

2 前項の寄附講座等の教育研究の実施に伴う経費は、名古屋大学寄附金受入規程(平成16年度規程第91号)に定めるところにより寄附金として受け入れるものとする。

#### (成果の公表)

第13条 寄附講座等の存続期間が終了したときは、当該部局において、その教育研究の成果の概要を取りまとめ、公表するものとする。

(特許等の取扱い)

第14条 寄附講座等を担当する大学教員又は教育系契約職員が行った発明に係る特許等の取扱いについては、名古屋大学職務発明規程(平成16年度規程第95号)の定めるところによる。

(雑則)

第15条 この規程に定めるもののほか、寄附講座等の運営について必要な事項は、各部局長が定める。

附 則

- 1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 平成15年度以前から設置している寄附講座及び寄附研究部門については、国立大学法人法(平成15年法律第112号)附則第9条第1項の規定に基づき国立大学法人名古屋大学が承継する。
- 3 国立大学法人法附則第10条の規定に基づき、旧国立学校特別会計法(昭和39年法律第55号)第17条の規定に基づき文部科学大臣から総長に交付され、その経理を委任された金額の残余に相当する額に支払未済額がある場合は、当該支払未済額相当分については、未払金として整理し、支払うものとする。

附 則(平成17年3月22日規程第353号)

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成18年3月29日規程第148号)

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成18年4月18日規程第4号)

この規程は、平成18年4月18日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則(平成19年3月28日規程第106号)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成21年3月30日規程第92号)

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成24年12月18日規程第55号)

この規程は、平成24年12月18日から施行する。

附 則(平成25年3月29日通則第3号)

この通則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成26年3月26日規程第125号)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成26年7月30日規程第17号)

この規程は、平成26年8月1日から施行する。

附 則(平成27年9月30日規程第68号)

この規程は、平成27年10月1日から施行する。

附 則(平成29年3月30日規程第136号)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

(別紙様式第1号)

寄附申込書

[別紙参照]

(別紙様式第2号)

寄附講座の概要

[別紙参照]

(別紙様式第3号)

寄附研究部門の概要

[別紙参照]

(別紙様式第4号)

担当教員の履歴書

[別紙参照]